

地域計画話し合いのお知らせ

地域の農業の未来を描く重要な計画です

「地域計画」は農業の担い手不足や耕作放棄地の増加など「人」と「農地」の問題を一体的に解決していくための地域農業の設計図です。都城市では令和6年度に市内32地区の地域計画を策定しました。

令和7年度は、策定した地域計画の見直しと実行に向けた話し合いを以下の方法で行います。

○地域の要望に基づく開催（座談会等）

要望のあった地域で開催

地域の農業や農地の集積集約等について話し合いたい方は、ぜひお申し込みください。

※公民館単位など小規模での開催も対応

○開催の流れ

①話し合いの開催申込み

提出書類:申込書

提出先:都城市役所農政課（本庁4階）

提出方法:持参、郵送、FAX、電子メール添付

※電話での申込みも受け付けます

※FAXおよびメール送付後は農政課へ連絡ください

②申込者と事前打ち合わせ

内容:開催方法、日時、テーマ等の相談

方法:申込者へ連絡後、対面で相談

③話し合いの開催

場所・資料等は農政課が準備します。

話し合い内容に合わせて関係機関（関係各課）を配置します。

地域計画
ホームページ
はこちら→



お問い合わせ先

都城市農政部農政課 農政企画担当

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

TEL:0986-23-2768（直通）FAX:0986-23-2660

メール:nosei@city.miyakonojo.miyazaki.jp

地域計画の概要

地域計画は、農業経営基盤強化促進法の改正により義務付けられた計画で、概ね10年後を見据えて地域の農地利用の将来像を明確化するものです。

地域計画と目標地図は、地域の実情を踏まえながら徐々に作り上げていくもので、農地の効率的な利用と地域農業の持続的発展を目指しています。

○目標地図とは

- 地域計画の重要な構成要素
- 農地1筆ごとに10年後の「農業を担う者」を示した地図
- 誰がどの農地を利用するかを視覚的に表す
- 農地の集積・集約化を促進するためのツール

※これによって利用権設定がされるものではありません

地域計画の必要性

- 高齢化や人口減少による農業者の減少への対応
- 耕作放棄地の拡大防止
- 地域の農業を将来へ継続
- 農地を利用しやすい環境の整備

これまでの取組内容

○R5年度 協議の場開催

（対 象）農業関係組織の代表者・認定農業者

（内 容）地域計画の概要説明・協議事項について

○R6年度 座談会開催

（対 象）農業関係組織の代表者・認定農業者・農地利用者等

（内 容）地域農業の現状や課題について

○R6年度末に市内32地区で策定完了

農地の貸借制度について

農地の貸借手続きは以下の二つです。

- 農地法第3条による貸借
- 農地中間管理機構を通じた貸借

※ 農業経営基盤強化促進法に基づく
農地の貸借（利用権設定）が
できなくなりました

担当：農政課・農業委員会事務局

農振除外の手続きについて

農振農用地区域からの除外や農地
転用許可には、あらかじめ地域計画
の変更（除外）が必要となりました。

検討されている方は早めに農政課
農振担当へ相談ください。

担当：農政課

地域計画話し合いの開催申込書

※太枠内は記入必須です

申込者 情報	氏名	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話		メール	
事前打ち合わせ希望日		令和	年	月	日頃
開催事項	地区	地区			
	希望日時	令和	年	月	日頃
	参加人数	名 ※おおよその見込み人数で大丈夫です			
	主な内容	担い手の確保 ・ 保全管理 ・ 基盤整備 ・ 農地の集積集約 ・ 鳥獣被害対策 ・ スマート農業 ・ その他（ ）			